

ブル・ドーザー
トラクター・ショベル(クローラ式)
特定自主検査記録表

3 年 間 保 存

証明書発行日 7年3月1日 様式SR-GB-01-B

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用

証明書発行No. 3-132 標章No. 0295231

メーカー名	コマン	管理番号	KF-003	使用者住所氏名又は名称	中城村字久場1991番地 町田機工株式会社	
型 式	D37PX	性 能	9190kg	機械管理者氏名	町田 宗才	
製造番号	90572	アワメーター	158 h	検査業者登録番号	第 1 7 号	
検査実施場所	浦 和			検査業者又は事業者住所・名称責任者名	沖繩市登川3458番地 マチダテクノ(株) 又 志 浩	
検査年月日	R7年3月27日	検査者氏 名	平川善之 ㊞	責任者	㊞	

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果 良 不良	補 修 内 容
エ ン ジ ン	1	本 体	★ a 始動性 かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動 ★ b 回転の状態 アクセルの作動、回転具合 アイドリング回転(1100 min ⁻¹)、無負荷最高回転(2310 min ⁻¹) ★ c 排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ ★ d エアクリナー ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量 ★ e 締付け シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み ★ f 弁すき間 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm) ★ g 圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 ★ h 噴射圧力 噴射圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 ★ i 噴霧状態 噴霧状態 良○・不× 1 2 3 4 5 6 ★ j 過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ ★ k エンジンマウント ブラケットのき裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 回転計 目視、操作、聴診 目視、触診 トルクレンチ シックネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診 目視、レンチ等	/ / / / / / / / / / / / /	
	2	潤滑装置	★ 油量、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・*損傷	目視	/	
	3	燃料装置	★ 燃料漏れ、ホースの損傷・老化、*エレメントの汚れ・*石詰まり	目視	/	
	4	冷却装置	★ 水量・汚れ、水漏れ、目詰まり、ホースの損傷・老化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カムのき裂・損傷・変形・取付	目視、触診、スケール	/	
	5	電気装置	★ 充電装置機能、バッテリー(液量、端子緩み、腐食)、配線緩み・損傷	目視、触診、電圧電圧計	/	
	6	エアコンプレッサー	★ 異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計	/	
	7					
	8	主クラッチ関係	★ 異音、作動、油量、汚れ、油漏れ	目視、操作、聴診	/	
	9	クラッチペダル	★ ペダルの作動、遊び、床板とのすき間	目視、操作、スケール	/	
	10	イナーシャブレーキ	★ 作動(インタロックを含む)、効き具合	目視、操作	/	
	11	トルクコンバーター	★ 異音、異常発熱、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診、触診	/	
	12	ユニバーサルジョイント	★ 異音、異常振動、シャフトの曲がり・摩耗・損傷、連結部の取付	目視、聴診、触診	/	
動 力 伝 達 装 置	13	トランスミッション	★ 異音、異常発熱、作動、レバーの抜け、油量、汚れ、油漏れ	目視、操作、聴診、触診	/	
	14	繰向機構	★ 異音、作動、レバーの遊び・引きしろ、油量、汚れ、油漏れ	目視、操作、聴診、スケール	/	
	15	ステアリングモーター(油圧)	★ 異音、異常発熱、異常振動、作動、油漏れ	目視、聴診、触診	/	
	16	ファイナルドライブ	★ 異音、異常発熱、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診、触診	/	
	17					
走 行 装 置	18	起動輪、遊動輪	★ き裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診、探傷器	/	
	19	上部ローラー、下部ローラー	★ き裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診、探傷器	/	
	20	履 帯	★ シュー(き裂・変形・摩耗)、ボルト・ナット取付、リンク・ブッシュ(き裂・摩耗)、ピッチ長、たわみ、ピン抜け出し	目視、スケール	/	
	21	ゴム履帯	★ スチールコード切断、損傷、ゴムの欠け・老化・摩耗、心金の脱落、張り(たわみ)	目視、スケール	/	
	22	履帯調整装置	★ 作動、調整ボルト等のき裂、変形、腐食、摩耗、油漏れ	目視、操作、探傷器	/	
	23	トラックフレーム、ダイヤゴナルブレース、イコライザー	★ き裂、変形、損傷、摩耗、取付	目視、探傷器	/	
	24					
制 動 装 置	25	走行ブレーキ	★ ペダルの遊び、床面とのすき間、効き具合(制動距離 / m)	目視、操作、スケール	/	
	26	駐車ブレーキ	★ レバーの引き代、引き力、効き具合、つめ・ラチェットの損傷・摩耗	目視、操作	/	
	27	ペダルロック	★ 作動、損傷、摩耗	目視、操作	/	
	28	ロッド、リンク、ケーブル類	★ 損傷、摩耗、連結、取付	目視、操作	/	
	29					

3年間保存

KF-003

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
					良	不良	
作業装置	30	ブレード、バケット、アーム、リンク	き裂、変形、摩耗、取付	目視、探傷器	✓		
	31	バケットコントロール	所定の角度で停止（ポジショナー）、所定の高さで停止（キックアウト）	目視、操作、スケール	—	—	—
	32	アタッチメント（リッパ等）	作動、き裂、変形、摩耗、取付	目視、探傷器	—	—	—
	33						
油圧装置	34	作動油タンク	油圧、汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザの目詰まり、取付	目視、石けん水	✓		
	35	フィルター	*汚れ、*目詰まり、油漏れ	目視	✓		
	36	配管（ホース、高圧パイプ）	き裂、損傷、老化、ひび割れ、油漏れ、取付	目視	✓		
	37	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量、*吐出圧	目視、聴診、触診、テスター	✓		
	38	HST用付風弁（ポンプコントロール、プレッシャオーバードラム）	前後進の切換、中立、油漏れ	目視、操作	✓		
	39	油圧モーター（走行用）	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診、テスター	✓		
	40	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打こん、き裂、曲がり、擦り傷 ブレード用 リッパ用	目視、操作、スケール	✓		
	41	方向制御弁	作動、油漏れ、取付	目視、操作	✓		
	42	電磁弁	作動、異音、異常発熱、油漏れ	目視、操作、聴診、触診	✓		
	43	圧力制御弁	作動、油漏れ	目視、操作	✓		
	44	流量制御弁	作動、油漏れ	目視、操作	✓		
	45	逆止め弁	作動、油漏れ	目視、操作	✓		
	46	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、破損、油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診	✓		
	47						
操作	48	操作レバー	スレロック、गत	目視、操作、スケール	✓		
	49						
安全装置・車体関係等	50	車枠及び車体	き裂、変形、取付	目視	✓		
	51	キャブ及びカバー（ROPS含む）	き裂、変形、腐食、雨漏、ロック・施錠、ガラスの破損	目視、操作	✓		
	52	座席	調整・ロックの作動、取付	目視、操作	✓		
	53	シートベルト	損耗、効き具合、取付	目視	✓		
	54	昇降設備及び滑り止め	き裂、損傷、変形、取付	目視	✓		
	55	連結装置	き裂、損傷、取付	目視	✓		
	56	レバーロック	効き具合、損傷、変形	目視、操作	✓		
	57	作業装置安全ピン及び安全リンク	き裂、損傷	目視、探傷器	✓		
	58	表示板	損傷、取付	目視	✓		
	59	灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ破損、浸水	目視、操作	✓		
	60	計器類	作動	目視	✓		
	61	後写鏡及び反射鏡	汚れ、損傷、写影	目視	✓		
	62	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	✓		
	63						
総合	64	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	操作、聴診、触診	✓		
排ガス装置	★	一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	✓		
事業者への等	次回特定自主検査実施年月 R8年 3月						
	保守点検を行って下す。						
補修等の措置内容							
照合No.	補修箇所及び不具合状況		補修年月日	補修実施内容			
備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★及び★★印は、安衛法上及び建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づき決められている検査項目であるが、そのうち★★印は同指針にのみ基づく検査項目である。						
	記号	交換	修理	調整	締付	清掃	給油
	X	△	A	T	C	L	—